

**「ホルムアルデヒド発散等級表示規程 第 1 3 条（費用）」  
に関する、申請登録等の費用を定める付則**

**（登録・更新費用）（以下の金額は消費税別の金額とする）**

- 第 1 条 ホルムアルデヒド発散等級表示規定第 1 3 条の登録及び更新の費用は、  
10 万円 / 50 件 / 3 年（登録年度を含む 3 会計年度）とする。
- 一 1 件から 50 件までを 1 グループとし、以下 1 グループ（50 件）毎に 10 万円とする。
  - 二 最初の登録後に追加登録があった場合、50 件を超えない分については料金の追加はしない。
  - 三 登録の有効期限が終了して更新（継続申請）を行う場合も上記と同じ条件とする。但し、更新時に登録抹消したものについては件数にカウントしない。
  - 四 登録費用の支払いは、初年度 3.4 万円、次年度 3.3 万円、最終年度 3.3 万円とする。
  - 五 新規登録日が年度上期（4 月 1 日から 9 月 30 日）の場合は、初年度 3.4 万円とするが、年度下期（10 月 1 日から 3 月 31 日）の場合は、初年度 1.7 万円に減額する。

《振込先》 みずほ銀行 日本橋支店 普通預金 1555598

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

改訂履歴

年月日	理由	内容
2023 年 4 月 1 日	付則 2 として、規程本体から分離	・内容に変更無し